

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

○ 体罰について

1 職 員 東区 市立小学校 教諭 (40代)

2 処分の内容 戒告

3 処 分 事 由

当該職員は、令和8年6月22日（月）、担任する学級の児童Aに対し、残した給食のミニトマトを食べさせるため、Aの頬を掴んだ上、ミニトマトをAの口に入れ、頭頂部と顎の下を持って押すことにより咀嚼させた。

4 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」、教頭に対し「厳重注意」を行った。

【問い合わせ先】

服務指導課長 加未、服務指導第2係長 川崎

電話：711-4813（内線：3664）